

31年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
1	H31.3.8	R1.5.7	<p>(1) 20都市整民第236号「富士見二丁目北部地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」</p> <p>(2) 22都市整民第282号「平河町二丁目東部南地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について計画の部分」</p> <p>(3) 25都市整民第676号「淡路町二丁目西部地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」</p> <p>(4) 27都市整民第346号「飯田橋駅西口地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」</p> <p>(5) 29都市整民第269号「神田練堀町地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について（縦覧手続等を要しない軽微な変更）」</p> <p>(6) 20都市整民第532号「日本橋人形町一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更について（軽微）」</p> <p>(7) 28都市整民第170号「月島一丁目3、4、5番地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」</p> <p>(8) 29都市整民第512号「湊二丁目東地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について」</p> <p>(9) 28都市整民第282号「京橋二丁目西地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」</p> <p>(10) 29都市整民第248号「勝どき五丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について」</p> <p>(11) 30都市整民第234号「銀座六丁目10地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について」</p> <p>(12) 30都市整民第525号「日本橋二丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」</p> <p>(13) 29都市整民第562号「月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」</p> <p>(14) 30都市整民第648号「日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」</p> <p>(15) 29都市整民第522号「勝どき東地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」</p> <p>(16) 30都市整民第548号「東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合の設立認可について」</p> <p>(17) 29都市整民第376号「八重洲二丁目北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について（縦覧手続等を要しない軽微な変更）」</p> <p>(18) 30都市整民第490号「日本橋一丁目中地区市街地再開発組合の設立認可について」</p> <p>(19) 23都市整民第100号「三田小山町地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について（縦覧手続等を要しない軽微な変更）」</p> <p>(20) 19都市整民第352号「赤坂四丁目薬研坂南地区市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更認可について（軽微）」</p> <p>(21) 21都市整民第567号「三田小山町東地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について（軽微）」</p> <p>(22) 25都市整民第684号「六本木一丁目南地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について（縦覧手続等を要しない軽微な変更）」</p> <p>(23) 24都市整民第633号「六本木三丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について（縦覧手続等を要しない軽微な変更）」</p> <p>(24) 24都市整民第152号「虎ノ門・六本木地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について（縦覧手続等を要しない軽微な変更）」</p> <p>(25) 30都市整民第467号「浜松町一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」</p> <p>(26) 30都市整民第709号「赤坂一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」</p> <p>(27) 30都市整民第686号「六本木三丁目東地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」</p> <p>(28) 30都市整民第529号「赤坂九丁目北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について（縦覧手続等を要しない軽微な変更）」</p> <p>(29) 29都市整民第133号「白金一丁目東部北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について（縦覧手続等を要しない軽微な変更）」</p> <p>(30) 30都市整民第530号「田町駅前東口地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について（縦覧手続等を要しない軽微な変更）」</p> <p>(31) 28都市整民第764号「虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について（縦覧手続等を要しない軽微な変更）」</p> <p>(32) 28都市整民第475号「虎ノ門駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更について（縦覧手続等を要しない軽微な変更）」</p> <p>(33) 30都市整民第379号「浜松町二丁目地区市街地再開発組合の設立認可について」</p>	466	1															市街地再開発組合の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため	都市整備局市街地整備部再開発課



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1			(67) 30都市整再第257号「中野二丁目地区市街地再開発組合の設立認可について」 (68) 27都市整再第419号「南池袋二丁目A地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」 (69) 30都市整再第651号「東池袋五丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について」 (70) 30都市整再第133号「東池袋四丁目2番街区地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について」 (71) 29都市整再第165号「十条駅西口地区市街地再開発組合の設立認可について【北区】」 (72) 21都市整再第645号「ひぐらしの里西地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について【荒川区：ひぐらしの里西地区】」 (73) 21都市整再第646号「ひぐらしの里中央地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について【荒川区：ひぐらしの里中央地区】」 (74) 22都市整再第515号「ひぐらしの里北地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」 (75) 23都市整再第406号「南千住西口駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について【荒川区：南千住西口駅前地区】」 (76) 23都市整再第161号「三河島駅前南地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について【荒川区：三河島駅前南地区】」 (77) 28都市整再第499号「大泉学園駅北口地区市街地再開発組合の事業計画の変更について（縦覧手続等を要しない軽微な変更）」 (78) 29都市整再第316号「千住一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」 (79) 21都市整再第156号「金町六丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について」 (80) 29都市整再第445号「金町六丁目駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について」 (81) 30都市整再第300号「南小岩六丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について」 (82) 30都市整再第429号「平井五丁目駅前地区市街地再開発組合の設立認可について」 (83) 22都市整再第461号「八王子駅南口地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」 (84) 29都市整再第565号「立川駅北口西地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」 (85) 30都市整再第256号「府中駅南口第一地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」 (86) 19都市整再第417号「調布駅南第1地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について」 (87) 29都市整再第268号「調布駅北第1A地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」 (88) 27都市整再第320号「調布駅南口東地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について」 (89) 30都市整再第131号「武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可について」 (90) 21都市整再第276号「東村山駅西口地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について」																
2	H31.3.8	R1.5.7	市街地再開発事業における事業組合の資金計画（総事業費・補助金・分担金・負担金といった税金を原資とするものの合計金額、保留床処分金）の開示をお願い致します。開示を希望する地区の組合は、東京都都市整備局ホームページで公開されている“区市別時系列EXCELデータ貼付”内の地区すべてのうち、有楽町駅前第1地区				1										現に保有しないものについては、不存在である。	都市整備局市街地整備部再開発課	
3	H31.3.11	R1.5.7	(1) 西富久地区市街地再開発組合の決算報告書の承認について (2) 銀座六丁目10地区市街地再開発組合の決算報告書の承認について (3) 京橋二丁目西地区市街地再開発組合の決算報告書の承認について (4) 調布駅北第1A地区市街地再開発組合の決算報告書の承認について (5) 稲谷駅前地区市街地再開発組合の決算報告書の承認について	144		1					1	1	1				(7条2号) 住所・氏名は、個人に関する情報であるため (7条3号) 決算書のうち、年度別明細に係る部分、決算の概要、領収書、残余財産の処分の明細、全体事業収支決算書、財産目録は、市街地再開発組合の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条4号) 自署、印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼす恐れがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
4	R1.5.9	R1.5.10	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条第1項の規定による届出等における台帳（平成31年4月18日から令和元年5月8日受付分）（東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を除く。）	2	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
5	R1.5.7	R1.5.14	大規模盛土造成地カルテのうち、町田市04-05-b及び町田市04-11	5	1														都市整備局市街地整備部区画整理課
6	H31.4.23	R1.5.14	平成31年2月18日付け「処理方針 位置指定道路（S33年指定）の取扱いについて」（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	30	1														都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課
7	R1.5.8	R1.5.15	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 令和元年5月8日現在）	※	1														都市整備局市街地建築部建設業課
8	R1.5.13	R1.5.16	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 平成31年4月30日現在）	※	1														都市整備局市街地建築部建設業課
9	R1.5.13	R1.5.16	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第41期）	29		1							1						（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため 都市整備局市街地建築部建設業課
10	H31.4.25	R1.5.17	(1)委託契約書（27都市総企契第668号） (2)調査報告書（平成28年2月23日付研本コ第20475号）	※		1						1	1	1					（7条2号）不動産鑑定士の直筆署名、印影は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものに該当するため （7条3号）不動産鑑定会社が独自に収集・加工した情報が含まれており、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため （7条4号）不動産鑑定士の直筆署名、印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため 都市整備局市街地整備部再開課
11	R1.5.16	R1.5.17	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（平成31年4月1日から4月30日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	5	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
12	H31.3.22	R1.5.20	(1)打合せ記録簿（平成30年8月29日、同年8月31日、同年10月31日、同年11月19日、同年11月22日、同年12月4日、同年12月8日、同年12月11日、同年12月19日、平成31年3月15日、同年3月20日、同年3月21日） (2)打合せ配布資料（平成30年8月29日、同年11月22日、同年12月4日、平成31年3月12日、3月20日） (3)打合せ受領資料（平成30年12月19日） (4)打合せ議事録（平成31年3月12日）	※		1						1	1						（7条2号）個人の氏名、車のナンバープレート（タクシー、商業用車を除く）、住所、役職名、連絡先、警察職員の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため （7条4号）警察職員の氏名は、公にすることにより、犯罪の予防及び捜査活動等に支障を及ぼすおそれがあるため 都市整備局第二市街地整備事務所工事課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
13	R1.5.14	R1.5.20	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（平成31年4月23日から令和元年5月13日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	
14	R1.5.7	R1.5.21	調査報告書（平成28年2月23日付研本コ第20475号）	※		1						1	1	1						（7条2号）不動産鑑定士の直筆署名、印影は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものに該当するため （7条3号）不動産鑑定会社が独自に収集した取引事例等の情報は、不動産鑑定会社が独自に収集・加工した情報が含まれており、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため （7条4号）不動産鑑定士の直筆署名、印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課
15	R1.5.7	R1.5.21	・調査報告書（平成27年11月30日付研本コ第20019号） ・調査報告書（平成28年2月23日付研本コ第20475号）	※		1						1	1	1						（7条2号）不動産鑑定士の直筆署名、印影は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものに該当するため （7条3号）不動産鑑定会社が独自に収集した取引事例等の情報は、不動産鑑定会社が独自に収集・加工した情報が含まれており、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため （7条4号）不動産鑑定士の直筆署名、印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課
16	R1.5.15	R1.5.21	建設業許可業者名簿（東京都知事許可 平成31年4月分）	※	1															都市整備局市街地建築部建設業課	
17	R1.5.13	R1.5.22	・平成31年4月1日付31都市基調第34号 第226回都市計画審議会（9月審）付議予定案件について（通知）	※	1															都市整備局都市づくり政策部都市計画課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
18	R1.5.10	R1.5.23	東京都知事（登〇〇）第〇〇号 解体工事業登録申請書	11		1														（7条2号）電話番号、生年月日等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条3号）工事件名の一部は、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課
19	R1.5.10	R1.5.23	(1) 件名「〇〇取消訴訟の経過について」 (2) 件名「パスワード〇〇取消訴訟の経過について」 (3) (仮称) 〇〇マンション (〇〇〇丁目〇〇-〇〇) の建築計画に係る損害賠償訴訟提起について (令和元年〇月〇日付け) (4) 2019年〇月〇日付け「訴訟提起のお知らせ」	4		1														都市整備局市街地建築部調整課	
20	R1.5.10	R1.5.23	件名「局首の皆様への配布先について」	1		1									1					（7条6号）職員のメールアドレスを公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部調整課
21	R1.5.10	R1.5.23	(1) 平成30年11月14日付30政総秘投第1491号「知事宛投書について」 (2) 平成30年11月12日付け「通知書」												1					（7条6号）対象公文書は、今後係属が予想される事案に関する文書であり、公にすることにより、争訟に係る事務に関し、都の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため	都市整備局市街地建築部調整課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
22	H31.3.26	R1.5.24	(1) 設計打合せ・記録簿(平成19年11月27日、同年12月25日) (2) 打合せ議事録(平成22年7月15日) (3) 打合せ議事録(平成27年1月15日) (4) 打合せ記録簿(平成28年3月14日、同年10月18日、同年10月27日、平成29年5月18日、同年5月23日、同年6月16日、同年9月14日、同年10月25日、同年11月28日、平成30年2月13日、同年5月18日、同年7月27日、同年8月28日、同年9月21日、同年10月17日、同年11月15日、平成31年1月17日、同年3月21日) (5) 調布3・4・7打合せ議事録(平成22年12月7日) (6) 打合せ配布資料(平成28年3月14日、同年10月18日、同年10月18日、同年10月27日、平成29年9月14日、同年10月25日、同年11月28日、平成30年2月13日、同年9月21日、同年11月15日、平成31年1月17日、3月21日) (7) 打合せ受領資料(平成28年10月27日、平成29年10月25日)	※		1											(7条2号) 個人の氏名、顔貌、住所、役職名、警察職員の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条3号) 法人名は、法人に関する情報で公にすることにより当該法人の社会的な地位が損なわれるため (7条4号) 警察職員の氏名は、公にすることにより、犯罪の予防及び捜査活動等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条5号) 国領地区の事業に関する記載は、東京都の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため (7条6号) 野川沿いの植栽に関する苦情対応の経緯の内容・要望書の内容・野川沿いの植栽に関する打ち合わせの議事録は、公開することによる事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局第二市街地整備事務所工事課	
23	R1.5.13	R1.5.24	糞谷駅前地区市街地再開発組合の決算報告書の承認につき、残余財産の処分の明細うち、「書類の保管及び処分、会計検査対応費用等」の28,430,090円の内訳が明らかになるもの					1									都市再開発法施行規則第16条には、残余財産の処分の明細について作成する規定はあるものの、金額の内訳を作成する規定はない。金額の内訳を作成するかは市街地再開発事業組合の任意であり、実施機関においても、提出を求めている。 また、今回の申請において、実施機関で收受も行っていない。 従って、当該開示請求に関する公文書は、実施機関では、作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地整備部再開発課	
24	R1.5.14	R1.5.24	(1) 調査報告書(平成28年2月23日付研本コ第20475号) (2) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-3街区) (3) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-4街区) (4) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-5街区) (5) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-6街区) (6) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-7街区)	※		1						1	1	1				(7条2号) 不動産鑑定士の直筆署名、印影は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの該当するため (7条3号) 不動産鑑定会社が独自に収集した取引事例等の情報は、不動産鑑定会社が独自に収集・加工した情報が含まれており、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため (7条4号) 不動産鑑定士の直筆署名、印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課





月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
32	H31.3.29	R1.5.27	(1)平成30年度都市再生ステップアップ・プロジェクト(渋谷地区) 渋谷区役所仮庁舎跡地事業アドバイザー業務委託 報告書、概要版及び議事要旨 (2)東京都・渋谷区定例会(第1回から第10回まで) 議事要旨及び関係資料一式 (3)平成30年11月19日付30都市整企第301号「渋谷区役所仮庁舎跡地共同開発事業に関する基本協定の締結について」 (4)会議等議事要旨記録票	※		1												(7条2号) 報告書のうち資料3-1-1、3-1-4の個人に関する情報及び議事要旨の出席者は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (7条3号) 報告書のうち、事業採算性の検討及び資料2-5-1から資料2-5-7までは、公にすることにより、委託事業者のノウハウや技術等の情報が明るみになり、社会的な地位が損なわれるおそれがあるため (7条5号) 報告書のうち、共同開発事業手法の整理、開発諸条件の整理、導入機能の検討、事業採算性の検討、協議資料等の作成、資料2-5-1から資料2-5-7まで、資料3-1-2、資料3-1-3、資料3-1-5、資料3-2-1、概要版並びに議事要旨の決定事項及び議事概要、並びに東京都・渋谷区定例会、渋谷区役所仮庁舎跡地共同開発事業に関する基本協定の締結、会議等議事要旨記録票は、関係機関等と調整中の情報のため、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され混乱を生じさせ、また、特定の民間事業者に不当に利益を与えるおそれがあるため (7条5号) 報告書のうち、ヒアリング調査の企画・立案、ヒアリング調査の記録作成、調査結果の整理、事業性の分析及び資料3-1-4のヒアリング内容は、特定の民間事業者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため (7条6号) 渋谷区役所仮庁舎跡地共同開発事業に関する基本協定の締結及び会議等議事要旨記録票は、公にした場合、本件の関係機関等と東京都との信頼関係が損なわれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	市街地整備部 企画課
33	R1.5.23	R1.5.27	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)第10条第1項の規定による届出等における台帳(令和元年5月9日から令和元年5月22日受付分)(東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を除く。)	2	1													都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	
34	R1.5.17	R1.5.29	狛江市〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に関する協定図、道に係る協定書、道に関する協定承諾書及び道の所有者一覧表(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	5	1													都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	

